

議第48号

高島市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年5月30日

高島市長 福井正明

高島市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

高島市子ども医療費助成条例（平成25年高島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

この条例による医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 子どもが助成対象医療（本市以外の市区町村における地方単独医療費助成の対象となるものを除く。以下同じ。）を受診した日において、本市の区域内に住所を有する当該子どもの保護者
- (2) 助成対象医療を受診した日において、本市の区域内に住所を有し、自ら生計を維持して医療費を負担している子ども

第3条第2項に次の1号を加える。

- (5) 医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者でないとき。

第9条中「子どもの疾病または負傷」を「助成対象医療」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の高島市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の助成対象医療に要する費用について適用し、同日前の助成対象医療に係る子ども医療費助成対象者等については、なお従前の例による。